

昭和49年 5月11日(土) 時事解説 第3種郵便物認可

日本外交のパターンと中国問題

日中航空協定と日台路線断絶にふれて

中嶋嶺雄 (東京外国語大学助教授)

「日中航空協定」の承認案件は、連休明けの五月七日の衆院本会議で可決、承認され、参院でも近く承認される見通しだが、いうまでもなく、去る四月二十日に北京で調印されたこの「日中航空協定」は、日中関係の将来に大きな意味をもつばかりか、中国の将来にとってもきわめて大きな意味をもつものである。

中国は現在なお、「批林批孔」運動にもみられるような内政的流動をつづけてつづけるが、中国自身もまた国際化時代へ向かわざるを得ない、という時代的要請がその底流には動いているのでありこの点で、北京―東京―カナダを経て、アメリカ、中南米へ中国民航の翼が伸びることになったことは(もともと、アメリカ、中南米とは今後の折衝をまたねばならないが)、今日、北京―モスクワを最遠路線として四国際路線しか就航していない中国に、大きな利益をもたらすであろう。

はじめての本格的対中国外交

ところで、一昨年秋の日中国交樹立以来、最大の懸案であった日中航空協定は、国交樹立後のわが国がはじめて本格的に直面した日中実務交渉、つまり対中国外交であったといつてよい。この点

で、日中貿易協定交渉とは大きく性格が異なっていたのである。

では、今回の日中交渉には、これを日本外交の新たな試金石としてみたとき、どのような問題があったのであろうか。

もとより、日中航空協定の締結が、日台航空路線の断絶をもたらす結果になっただけに、その功罪をめぐっては、すでに各種の論議が出つくしている。そして日中航空協定の問題が、きわめて直接的にわが国の内政問題、つまり与党内部の政治的角逐に結びついていただけに、その面からもさまざまな論議があった。

それらの論議の両極には、田中・大平外交の見通しの甘さが今回のような事態を招いたのであり、そもそも大平外相の対中外交の立脚点がわが国の利益に背くところにある——とする意見と、青嵐

会に代表される与党内部のタカ派ないしは親台湾派の「暴走」が、かえって台湾側を出口のない状態に追いやったのだ——として、日台断絶の責任はむしろ、青嵐会ないしは日華議員懇談会にあり——という意見があることも、すでに周知のとおりである。

そこで私は、いまここで、これらの論議にコメントすることよりも、むしろ日本外交の論理的な基盤、ないしは対中国外交のあり方との関連で問題を考えてみたい。

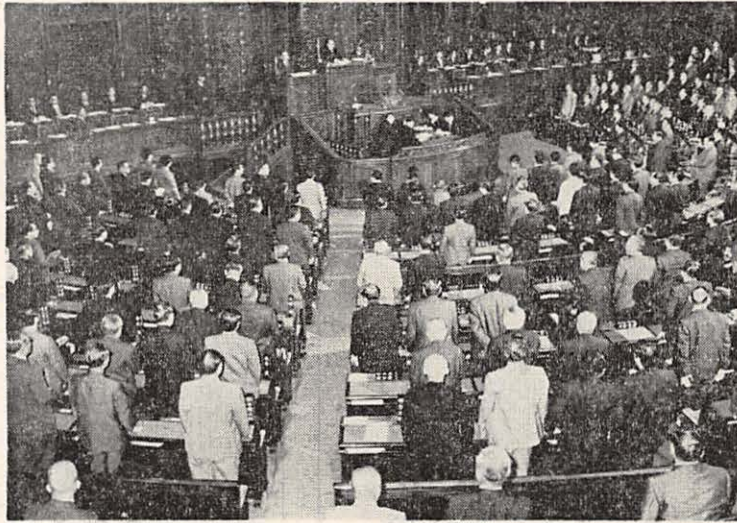
外務当局の衝撃

去る四月二十一日の午後から夕方にかけて、私は外務省の国際関係懇談会委員として、日中航空協定に関する外務省側の経過説明を受けるために外務省の一室にいた。

日中共同声明の精神を順守しつつ、日台関係の現実についての中国側の理解を得るために、この間、外務当局がいかに努力してきたか、一月の大平訪中も、またその後の交渉過程も、道は決して平坦なものではなかったことなどの経過説明を受

けたが、そのような努力があったがゆえに、「この線ではゆるる」。つまり台湾側が日台航路断絶の挙に出ることはあるまい——との外務省側の判断が、基本的に強く働いているという印象をめぐることができなかった。

そして、今回の日中交渉でもっとも重要な課題であった台湾機の標識の問題と、「中華航空公司



衆議院本会議「日中航空協定」案件を可決

(台湾)」という名称の問題についての大半外相談話の注目の部分は、まさに中華人民共和国政府にたいして表明したものであって、台湾にたいして、世界の他の諸国にたいして、これを表明したものでないとし、ここに台湾側にたいするなみなならぬ配慮があるはずだ——というのが外務当局の立場であったようである。

だから、このような私たちの日中航空協定調印による日中関係の前進こそ、今後の日本外交にとって大きなプラスであり、それはまず第一に日米関係、日ソ関係にとつて、第二には日本の当面する多角外交全般にとつて、第三には対アジア外交にとつて、いずれも日中関係の安定は日本外交にとっての大きなプラス要因として作用するであろう——という説明があった。

以上のような説明を受けて、私たちは、果たしてそのような見方が可能かどうか、そもそも台湾側がどう出るのかまったく未知数のまま、そのような見通しに賭けることが妥当であるかどうかを広範な視野から議論したことはいうまでもない。私自身も他の委員も、この点で外務省の見通しにたいしてはかなり懐疑的であったが、この時点では、まだ台湾側の出方が明らかでなかったため、わが外交当局者は、いわば「かたず」をのんで待つのがあったのである。

そして、台湾側が日台路線断絶を決定したとのニュースに私が接したのは、外務省を退出してまもなくであった。以上でみたような状況認識に立

っていただけに、外務当局の受けた衝撃は、きわめて大きかったにちがいない。

露呈した問題点

さて、右のような状況をふりかえってみると、いくつかの問題点が浮かびあがってくる。

その第一は、今回の経緯のなかで明らかのように、日本外交はこと中国問題にかんするさきり、冒頭で述べたように、相手の必要(ないしは利益)が、実はわが国の必要よりも実質的には切迫していたにもかかわらず、その実像を十分につかみえず、いわば虚像に踊る結果になりがちであることであろう。

この点は、今次協定の批准がわが国の国会のスケジュールにあらかじめはめこまれていたことによつて、交渉妥結への拘束をみずから果たしてしまつたこととも関連する。

第二には、日台路線維持を大前提にして交渉をすすめるながら、中国の側の外交交渉の体質にとらわれるあまり、台湾の側も同じ中国人として、同様に原則を固執する外交体質をもっていることを十分に考慮し得ず、台湾側の「面子」を立て得なかつたことである。

第三には、台湾の出方を「かたず」をのんで待つていたことに示されるように、またしても日本外交は、オール・オア・ナッシングの「賭けの外交」に出たことであり、「小さな保険をいくつかかける」ような、フィード・バックのきく外交を

なし得なかったことである。

以上の問題点を通じて、わが国の外交のパター
ンが露呈してしまつたが、日中関係には今後もさ
まざまな問題が山積するであろうだけに、今回露
呈した問題点は、大いに教訓として検討する必要
がある。

日中関係も、日台関係も、結局は中国人の息の
長い時間感覚のなかにある問題である。だとすれ

アマチュア規則改正のねらい

一步後退二步前進か、一步前進二步後退か

「こんどの提案は、あまり進歩的でないという
人があるだろうし、また、真正正銘のアマチュ
アリズムからの逸脱だという人もいるに違いな
い。もちろん、ある意味では、そのどちらも正
しいといえる」

IOC (国際オリンピック委員会) のキラニン
会長は、四月二十九日にロンドンで記者会見し、
オリンピック憲章のアマチュア規則第二十六条
(参加資格) の改正案を発表したあとこう語って
いる。

今回の改正案は主文と付則から成り、現行規則
よりはるかに簡潔、具体的にになっているうえ、国

ば、今日のように、日台関係にはハード・ウェア
だけがあつて、ソフト・ウェアが完全に欠如して
いる現状も、再検討されなければならないだろう。
いずれにせよ、今回の日中交渉は、すぐれて国
内政治の問題にかかわりのある外交交渉であつた
が、この点では、外交の政治からの「独立」とい
う問題が改めて深く考えられなければならない。
外交は、Diplomacy という言葉の語源が示して

際スキー連盟を先頭とするIFD (国際競技連盟)
側の要求に応じ、選手のアマチュア資格をめぐつ
て、時流への妥協というか、スポーツ界の現実へ
の接近がはかられている。

その点、山がりがどにきたといわれるオリンピ
ック運動を、なんとか「新しい軌道」に乗せ直そ
うとする意図もうかがえるが、しかし、これがは
たして、オリンピック運動の一步後退二步前進を
もたらすものか、あるいは、一步前進二步後退を
招くものなのか、キラニン会長の前記の言葉をま
つまでもなく、さまざまな重要問題をはらんでい
るといえよう。

いるように、時流はさおまきして黙々と「文書をど
じる」ような努力の集積でもあるべきであり、政
治の要請からくる短期的な判断を超越した地点で
長期の国益を考えることでなければならぬ。
この点で、外交の最高責任者がしほしほ、次期
政権をうかがう実力者によって担われる特殊な日
本的政治パターンについても、再検討されなけれ
ばならない時期にきているのではなからうか。

方向としては正しいが……

まず問題点の一つは、この改正案がフルタイム
・トレーニングの制限を撤廃したことは正しいと
しても、意図した理想が看板倒れに終わり、逆に
不平等化に拍車をかけることにならないか——と
いう点である。

現行第二十六条第三項一には、選手のフルタイ
ム・トレーニングの期間を「原則として一期間三
十日間を超えてはならず、いかなる場合でも一年
間に六十日を超えてはならない」と規定してある。
そしてオリンピック代表選手は、第二十六条の
「参加資格規定を読んでおり、それに従うことを
私の名譽にかけて宣言します」と記載された誓約
書付きの参加申込書に、署名しなければならぬ
ことになっている。しかも、この宣言が「真実で
あることを確認」し、その選手の所属する国内競
技連盟(NF)も、誓約書に連署するよう義務付
けられている。